

都市再開発法第 38 条第 2 項において準用する同法第 16 条 第 1 項の規定により、飯田橋駅東地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可申請に係る事業計画を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該第一種市街地再開発事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員は、縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、東京都知事に意見書を提出することができる。

ただし、都市計画に定められた事項についてはこの限りでない。

令和 8 年 7 月 6 日

千代田区長 樋口 高顕

- | | |
|------------|--|
| 1 設立の組合名称 | 飯田橋駅東地区市街地再開発組合 |
| 2 縦覧の場所 | 〒102-8688
東京都千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 5 階
千代田区 環境まちづくり部 地域まちづくり課 |
| 3 縦覧の開始日 | 令和 8 年 7 月 6 日 |
| 4 縦覧の期間 | 令和 8 年 7 月 6 日から令和 8 年 7 月 21 日まで
(土・日・祝日を除く) |
| 5 縦覧の時間 | 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで |
| 6 意見書の提出先 | 〒163-8001
東京都新宿区西新宿 2-8-1
東京都都市整備局 市街地整備部 再開発課
民間再開発担当 |
| 7 意見書の提出期間 | 令和 8 年 7 月 6 日から令和 8 年 8 月 5 日まで
(土・日・祝日を除く) |